市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札の参加者の指名基準

平成17年６月６日

告示第16号

　（趣旨）

第１　市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名については、市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成17年宮古市告示第15号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この指名基準により行うものとする。

　（指名の基本方針）

第２　入札参加者の指名は、別に定める発注標準（以下「発注標準」という。）により、次に掲げる事項を十分配慮して行うものとする。

　(１)　指名する者の総数は、原則として、発注標準に定める資格者の全てとすること。ただし、指名競争入札の資格者が30者を超える場合は、これをおおむね20者ずつ順次指名することができるものとすること。

　(２)　指名は、特定の者に偏しないよう公平かつ適切に行うこと。

　（指名の留意事項）

第３　入札参加者の指名は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

　(１)　不誠実な行為の有無

　(２)　経営の状況

　(３)　市営建設工事における工事成績

　(４)　当該工事に対する地理的条件

　(５)　手持ち工事の状況

　(６)　当該工事施工についての技術的適性

　(７)　安全管理の状況

　(８)　労働福祉の状況

２　前項各号に掲げる事項の運用基準は、別表のとおりとする。

　　　附　則

　この告示は、平成17年６月６日から施行する。

別表（第３関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 留意事項 | 運用基準 |
| １　不誠実な行為の有無 | 以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。(1)　市営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成１７年宮古市告示第１７号。以下「指名停止基準」という。）別表第２に基づく指名停止期間中であること、又は指名停止基準別表第２の措置要件に該当する事実が判明し、当該事実に基づき過去の類似事例において指名停止を行ったことがあることから請負者として不適当であると認められること。(2)　法令違反により当該法令の規定による処分を受け、当該処分に基づく措置期間中であること、又は当該法令違反の状態が是正されていないことから請負者として不適当であると認められること。(3)　市営建設工事に係る請負契約に関し次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。　ア　工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。イ　一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。(4)　 警察当局から市長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。 |
| ２　経営の状況 | 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく会社更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て等がなされ、指名競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は、指名しないこと。なお、単に赤字決算であることのみをもって、指名から除外しないこと。 |
| ３　市営建設工事における工事成績 | 市営建設工事成績評定要領（平成１７年８月９日決裁）による工事成績評定合計の平均が過去２年度連続して６０点未満である場合は、指名しないこと。 |
| ４　当該工事に対する地理的条件 | 本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事実績等からみて当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。 |
| ５　手持ち工事の状況 | 工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。 |
| ６　当該工事施工についての技術的適性 | 以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。(1)　当該工事と同種の工事について相当の施工実績があること。(2)　当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。(3)　地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。(4)　発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。 |
| ７　安全管理の状況 | (1)　指名停止基準別表第１に基づく指名停止期間中である場合又は指名停止基準別表第１の措置要件に該当する事実が判明し当該事実に基づき過去の類似事例において指名停止を行ったことがあることから、請負者として不適当であると認められる場合は、指名しないこと。(2)　市営建設工事について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。(3)　安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 |
| ８　労働福祉の状況 | (1)　市長に対して、労働基準監督署から賃金不払いに関する通報があり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。(2)　受注した市営建設工事について勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を締結しているかどうか、証紙購入又は貼付が十分であるかどうかを総合的に勘案すること。(3)　法律で義務付けられている社会保険（健康保険及び厚生年金をいう。）加入がなされていること。 |
| ９　特定建設業許可の有無 | 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１５条の特定建設業の許可の有無について、当該工事の施工に当たり、その一部を建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２条で定める金額以上となる下請契約を締結して施工する可能性がある場合は、当該許可の有無を勘案すること。 |
| １０　その他の事項 | (1)　一定の資本関係又は人的関係のある者のうち１者を除いた他の者は、指名しないこと。(2)　当該工事の契約が見込まれる日において、建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査（総合評定値を取得しているものに限る。）の審査基準日から１年７箇月を経過している者は、指名しないこと。ただし、工事１件の請負代金の額が５００万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、１，５００万円）未満のもの及び工事１件の請負代金の額が５００万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、１，５００万円）以上のものであって、建設業法施行令第２７条の１３各号に掲げる建設工事に該当するものについては、この限りでない。 |